

今治市公告第3号

今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第5条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第6条第1項の規定により公告します。

令和8年1月7日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

Zoom Roomsライセンス賃貸借業務

(2) 業務の目的

当市が令和5年3月1日に開設した本庁・支所間オンライン相談窓口を引き続き運営し、住民生活の利便性向上に寄与すること目的とします。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) その他

詳細は別途、仕様書により定める。

2 入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 公告日から参加資格確認の予定日（確認通知書発行日）の間において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）または今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

3 担当部署

今治市役所総合政策部未来デジタル課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL : 0898-36-1509 E-MAIL : mirai@imabari-city.jp

4 スケジュール

| | |
|---------------|----------------------|
| 公告 | 令和8年1月7日（水） |
| 質問受付締切 | 令和8年1月14日（水） |
| 質問回答期日 | 令和8年1月16日（金） |
| 入札参加申込 | 令和8年1月16日（金）17時15分まで |
| 入札書・入札辞退届提出期限 | 令和8年1月22日（木）17時15分必着 |
| 開札の日時 | 令和8年1月23日（金）10時00分から |

本案件は、【期間入札】です。上記の提出期限までに、入札書を担当課に持参もしくは書留郵便（「一般書留」もしくは「簡易書留」）のいずれかの提出方法により入札に参加してください。開札日当日は入札できませんので、ご注意ください。

5 仕様書等の配布

令和8年1月7日（水）から令和8年1月22日（木）までの間に、今治市ホームページからダウンロードするものとします。

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/mirai/info/003/>

担当部署窓口または郵送での配布は行わないこととします。

6 説明会

説明会は開催しないこととします。

7 入札参加申込

入札に参加しようとする者は、令和8年1月16日（金）17時15分までに、以下の申請フォームへ前記「2入札に参加する者に必要な資格」（1）入札参加資格者に係る情報を登録してください。（本申込を行わず、入札参加資格が確認できなかつた場合は、入札に参加できません。）

https://apply.e-tumo.jp/city-imabari-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9813

8 質問及び回答

（1）質問

令和8年1月14日（水）17時15分までに、前記「3 担当部署」のE-MAILアドレスに質問書（別記様式第4号）を提出することとします。

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

（2）回答

令和8年1月16日（金）17時15分までに、入札参加申込者全員に対し電子メールにより回答することとします。

9 入札日

（1）開札の日時

令和8年1月23日（金）午前10時00分から

（2）開札の場所

今治市役所第1別館8階181会議室

（3）予定価格の公表

予定価格は、公表しません。

（4）入札書の提出方法

「期間入札」説明書をご確認のうえ入札に参加してください。

（5）入札方法等

ア 入札回数は、2回とします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された年間契約金額の当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金については、今治市契約規則第10条第2号により免除とします。

（2）契約保証金については、契約金額の10分の1以上とします。ただし、今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除とします。

11 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札並びに今治市契約規則に関する条件に違反した入札は無効とします。

また、令和8年度当初予算が否決された場合には、本入札は無効とします。なお、その場合、市はこの件に関しての一切の責任を負わないものとします。

12 落札者の決定方法

（1）入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより決定します。

13 契約書作成の要否

要

契約書案を別紙にて提示しますので、文言修正等が必要な場合は落札者と協議の上、定めることとします。

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、当該契約を締結しないことがあります。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書、現場等について不明を理由として異議を申し立てることができません。

16 その他

公告に定めのない事項については、今治市契約規則等の規定によるものとします。